

辰野町個人情報の保護に関する法律施行条例（案）

意見募集に対するご意見と回答

該当条文 (第〇条など)	ご意見の概要	ご意見への回答
	<p>個人情報が、行政においてどのように収集され、処理され、利用されているかは、個人の人格権に関わる重要なもので、現行の辰野町個人情報保護条例の趣旨を尊重し、町独自の規定を設けるべきと考えます。</p> <p>また、不服に対する救済措置も重要であると思います。</p> <p>個人情報を「生存する個人」に限定する上位法の規定は不十分であると考えます。</p>	<p>令和5年4月1日から、個人情報の取扱い等については、全国共通ルールが設定されます。そのため、個人情報の収集、利用、提供について、町独自の規定は、設けることができません。</p> <p>町独自の規定としましては、辰野町個人情報の保護に関する法律施行条例（案）で、個人情報を取り扱う事務の帳簿を備えること、開示請求に必要な手数料を規定することになります。</p> <p>また、条例（案）では、個人情報の運用の基準等について、町の機関の諮問に対し、辰野町行政不服審査会が調査審議をすることになっています。開示請求等で不服がある場合は、法律で辰野町行政不服審査会に調査審議することになります。</p> <p>法律で、個人情報は生存する個人に限ると規定されています。したがって、死者の情報を、条例によって規定することはできません。</p> <p>なお、死者の情報であっても、遺族など生存する個人の情報が含まれるような場合は、生存する個人の情報として、法律で保護の対象となります。</p>

<p>該当条文 (第〇条など)</p>	<p>ご意見の概要</p>	<p>ご意見への回答</p>
<p>附則第 3 条第 1 項、第 2 項</p>	<p>現行の辰野町個人情報保護条例にある個人情報取扱者の守秘義務は、町として明確にすべきと考えます。</p>	<p>個人情報取扱者の守秘義務は、法律で規定されており、条例で規定することはできません。 また、条例（案）の附則第 3 条第 1 項及び第 2 号などで、過去の個人情報であっても、守秘義務は、従前どおり守らなければならないと規定しています。</p>